

知って得する!

法律コラム



弁護士 加藤貴紀

相続人でない人が遺産を受け取ることができるかも!?

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

皆さんこんにちは、弁護士の加藤です。亡くなった人に相続人がいない、そんなときに遺産はどうなるの?というご相談を受けることがあります。そこで、今回は相続人がいないときの遺産がどうなるのかについてお話をしていきます。

1 相続人がいないと遺産はどうなるの?

相続が発生したとき、相続人がいれば遺産を相続人で分けるために遺産分割協議を行うこととなります。しかし、遺言がなく相続人もいなければ、遺産は宙に浮いてしまい、誰も遺産を受け取ることができないというのが原則です。

2 特別縁故者は遺産を受け取ることができる?

相続人でなかったとしても、民法上の「特別縁故者」に該当すれば遺産を受け取ることができるかもしれません。

「特別縁故者」とは、相続人がいない場合において、「被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者」のことをいいます。簡単に言うと、生前に被相続人のお世話をするなど、被相続人とある程度深い関係にあった人のことを指します。

3 特別縁故者として遺産を受け取るための手順

特別縁故者として遺産を受け取るためには、以下の手順を踏む必要があります。

(1) 相続財産清算人の選任

相続財産清算人とは、相続人がいない遺産を管理する人です。不動産を現金化したり負債を支払ったりして残った財産を国庫帰属する手続きを行います。

特別縁故者として遺産を受け取るためにはまずは相続財産清算人を選任してもらう必要があります。

(2) 特別縁故者への財産分与の申立て

相続財産清算人が遺産の管理を行い、他に相

続人がおらず、遺産が資産超過の状態であれば、特別縁故者への財産分与申立てをすることができます。

この申立てに基づき、最終的に裁判所がいくら財産分与すべきかを判断することになります。裁判所に少しでも多くの財産分与を許可してもらうためには、被相続人との生前の関係を具体的に時系列に沿って説明していくことが必要です。被相続人のためにお金を負担していたといった事情がある場合には、資料を提出することがおすすめです。なお、特別縁故者に該当するかどうかの判断は比較的緩やかに行われますので、証拠がなくても特別縁故者として認められる可能性は十分にあります。

4 特別縁故者として財産分与を求める際の注意点

(1) 遺産を受け取るまでに時間がかかること

相続財産清算人の申立て手続きを行ってから特別縁故者への財産分与の申立てを行うまでに1年以上かかることもあります。かなり長時間かかる手続きですので注意が必要です。

(2) 受け取ることができる金額がわからない

先程もご説明しましたが、最終的にいくら受け取ることができるのかは裁判所の判断となります。「このような事情があれば●円受け取ることができる」といった要件があるわけではないので、長時間かかったうえで空振りに終わる可能性もあります。

5 まとめ

相続人でなかったとしても被相続人と家族のように生活してきたという方もたくさんいると思います。そのような方たちに遺産を受け取ってもらうためには特別縁故者として遺産を受け取る手続きを検討してもいいかもしれません。

実際に手続きを行うべきかどうかは専門的な判断も必要ですので、気になる方は弁護士にご相談いただくことをおすすめいたします。